

共立女子大学・共立女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、共立女子大学および共立女子短期大学（以下「本学」という）における公的研究費の不正使用を防止し、適正な運営・管理のために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省および他府省庁並びにそれらが所管する独立行政法人から交付される競争的研究資金等をいう。

2 この規程において「部局」とは、大学においては各研究科および各学部、短期大学においては各科、全学教育推進機構、事務局においては人事課、財務課および教育学術推進課をいう。

3 この規程において「構成員」とは、本学において公的研究費による研究活動およびその運営・管理に携わる全ての教職員等をいう。

4 この規程において「不正」とは、物品購入に係る架空請求、実体を伴わない旅費の請求、実態とは異なる謝金・給与の請求等、関係法令、研究費を配分した機関（以下「配分機関」という）の定めおよび本学の定める規程等（以下「学内規程」という）に違反して研究費を使用する行為をいう。

(法令等の遵守)

第3条 構成員は、公的研究費の取扱いについて、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）をはじめとする関係法令、配分機関の交付等の際の条件および学内規程（以下「規則等」という）を遵守しなければならない。

第2章 責任体制の明確化

(最高管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとする。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

4 最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者および第6条に定めるコンプライアンス推進責任者が、責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、公的研究費に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、副学長および事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学に、公的研究費に関する運営・管理のコンプライアンス推進責任者を置き、各部局の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理について、各部局における実質的な責任と権限を持つものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 自己の管理監督する部局において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に定期的に報告する。

- (2) 不正防止を図るため、部局の構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督および理解度の把握を行う。
- (3) 部局の構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルールの一貫化・明確化)

第7条 統括管理責任者は、公的研究費の事務処理手続に関するルールを明確に定めるとともに、構成員にわかりやすい形で周知し、明確かつ統一的な運用を図るものとする。

2 ルールの策定に当たっては、慣例にとらわれることなく、実態を踏まえ、業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとし、必要に応じて見直しを行う。

(職務権限等の明確化)

第8条 本学における公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任、職務分掌、決裁手続については、学内規程の定めに基づくものとする。

(コンプライアンス教育の受講)

第9条 構成員は、自らのどのような行為が不正にあたるのかを理解するため、第6条第3項第2号によるコンプライアンス教育を受講するものとする。

(誓約書)

第10条 最高管理責任者は、構成員に対し、規則等の遵守、不正を行わないこと、規則等に違反して不正を行った場合は、本学や配分機関の処分および法的な責任を負担すること等を記した誓約書の提出を求めるものとする。

(行動規範)

第11条 最高管理責任者は、構成員の意識向上のため、行動規範を策定し、周知するものとする。

(通報窓口)

第12条 本学に、不正に関する告発および情報提供（以下「通報」という）を受付ける窓口（以下「通報窓口」という）を置き、内部監査室をもって充てる。

2 通報があった場合の取扱い、調査、懲戒および認定結果の公表等については、別に定める「共立女子大学・共立女子短期大学における研究活動上の不正行為に関する規程」によるものとする。

第4章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

(不正防止計画推進部署)

第13条 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画の策定・実施および実施状況の確認を行うため、最高管理責任者の下に、不正防止計画推進部署を置く。

2 不正防止計画推進部署は、共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理委員会(以下「委員会」という)をもって充てる。

3 委員会の構成、業務等については、別に定める共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理委員会規程による。

(不正防止計画の進捗管理)

第14条 最高管理責任者は、率先して不正防止に対応することを学内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

第5章 研究費の適正な運営・管理

(支出財源の特定)

第15条 研究者は、予算執行申請伝票の起票時に、公的研究費の業務計画番号を明記することにより、支出財源を特定させることとする。

(取引業者との癒着防止)

第16条 本学は、取引業者に対し、「学校法人共立女子学園固定資産及び物品調達規程」(以下「調達規程」という)および本規程による本学における公的研究費の適正な管理方針並びに取引に係るルール等を説明し、これを遵守させるものとする。

2 一定の取引実績のある業者に対しては、不正に関与しないこと、また内部監査やその他の調査等に協力すること等を記した誓約書の提出を求めることとする。

3 不正な取引に関与した業者への取引停止等の措置については、調達規程第6条に定めるところによる。

(研究費の執行手続)

第17条 物品発注・検収業務、非常勤雇用者の雇用管理、出張計画の実行状況の確認等、公的研究費の執行に関する手続等については、別に定める「共立女子大学・共立女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱内規」および「共立女子大学・短期大学科学研究費助成事業に関する手引き」によるものとする。

第6章 情報発信・共有化の推進

(相談窓口)

第18条 本学に、公的研究費に関する相談窓口を置き、教育学術推進課をもって充てる。

2 相談窓口は、公的研究費に関する学内外からの相談等に対応し、必要に応じて関係部局等と協議の上、迅速かつ適切な対応を行う。

(情報発信)

第19条 最高管理責任者は、公的研究費の不正への取組に関する本学の方針等を、学内外へ公表するものとする。

第7章 モニタリングおよび監査

(モニタリングおよび監査)

第20条 公的研究費の適正な運営・管理のため、モニタリングおよび監査を行う。

2 前項に定めるモニタリングおよび監査に関しては、別に定める「共立女子大学・共立女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する内部監査内規」により実施する。

第8章 雑則

(準用)

第21条 第2条第1項に定めるほか、この規程に準じた運営・管理が必要と認められる研究資金等については、この規程を準用することができる。

(その他)

第22条 この規程に定めのない事項については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)をはじめとする関係法令、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)および学内規程等に基づき、最高管理責任者が決定するものとする。これらの関係法令等に改正等があった場合も同様とする。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、研究科長・学部長・科長会の議を経て、常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

1. この規程は、平成27年1月20日から施行する。

2. この規程の施行に伴い、「共立女子大学・短期大学科学研究費助成事業に関する取扱い規程」（平成17年4月1日施行）は廃止する。

付 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020（令和2）年9月1日から施行する。

附則

この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。